

## [ 事案 21-24 ] がん入院給付金請求

- ・平成 21 年 6 月 12 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 16 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

ガンで 100 日以上入院したのに、がん入院給付金が 22 日分しか支払われないことを不服として申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 20 年 3 月に大腸ガンの確定診断を受け、同年 4 月 9 日～7 月 21 日までの 104 日間 A 病院に入院、その間 5 月 2 日に低位前方切除術を受けた。

そこで、加入していたがん保険(平成 18 年 10 月契約)により、入院給付金等を請求したところ、保険会社は、約款の支払対象となるガンの治療を目的とする入院は 4 月 25 日からの 5 月 16 日まで (22 日間) であるとして、がん入院給付金が 22 日分(22 万円)しか支払われない。下記理由により納得できないので、入院期間の全日数 104 日分のがん入院給付金を支払って欲しい。

- (1) 当該入院の全ての期間において、ガン治療を行っているはずである。
- (2) がん入院給付金の支払対象となる入院は、ガン治療を直接の目的とする入院に限るということは、契約時に説明がなかった。

### < 保険会社の主張 >

下記のとおり、既にかん入院給付金を支払っている期間以外の入院期間は、約款に定めるがん入院給付金の支払事由に該当せず支払対象にならないため、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) がん入院給付金の支払対象となる入院は、約款規定により「診断確定されたガンの治療を直接の目的とする入院」であり、支払済みの期間 (22 日間) 以外の入院は、約款に定めるがん入院給付金の支払事由に該当しない。
- (2) A 病院の主治医に確認したところ、ガン手術前は術前の血糖値コントロールを目的として、手術後はインシュリン治療等を目的として入院したものであり、ガンに対する治療期間は「4 月 25 日から 5 月 16 日まで」である旨の回答を得ている。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件がん保険普通保険約款(注)によると、入院理由となった疾病、傷害名は問わず、その入院期間中にがンの治療を直接の目的とする入院期間 (即ちがンの治療を直接の目的とする治療を行った期間であり、他の疾病の治療を同時に行なうか否かは問わない) については入院給付金を支払うと規定されている。

(注) 本件がん保険約款第 0 条 1 項には、がん入院給付金の支払事由として「①がん給付の責任開始期以後に初めて診断確定されたがンの治療を直接の目的とする入院」とし、支払額を「入院給付金日額にかんの治療を直接の目的としたがん給付の責任開始期以後の保険期間中の入院日数を乗じた金額」と規定されている。

そして、同条 2 項は、「(1) 第 1 項に規定するがん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、がん以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合で、そのがん以外の疾病または傷害の治療を開始した日以降の入院日数のうち、がンの治療を目的とした入院と会社が認めた入院日数」「(2) がん以外の疾病または傷害による入院中にがんと診断確定された場合で、そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がンの治療を目的とした入院と会社が認めた入院日数」については、がンの治療を直接の目的とした入院日数に含めて入院給付金を支払う旨規定されている。

(2) 申立人は 104 日間入院をしているが、大腸ガン以外にも糖尿病、慢性腎不全の疾病が存在し、診断書によれば「糖尿病、慢性腎不全、インシュリン導入、浮腫、高血圧管理」の治療を行っており、主治医の回答書によれば、ガンに対する治療期間としては「平成 20 年 4 月 25 日から平成 20 年 5 月 16 日まで」としている。

以上の証拠に基づくならば、「がんの治療を直接の目的とする入院期間」は上記の 22 日のみであると認められ、提出された証拠から保険会社の認定を覆すに足りる証拠はない。

(3) 申立人は「ガンの治療を直接の治療を目的とする入院日数のみ入院給付金が支払われる」という説明は受けておらず、説明義務違反である旨主張するが、ご契約のしおり等には入院給付金の説明において入院給付金の備考欄に「\* 2 がんの治療を目的とした入院日数が対象となります」と記載されており、入院期間のうち、ガンの治療期間のみが給付金の支払対象となることは、一見すれば明らかである。